

秋田県藤里町

個人情報ファイル簿 照会

管理番号	6-1-④	(課No. 係No.-ファイルNo.)
個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療情報ファイル	
部署	町民課	健康推進係

基本項目

個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する事務に利用する。
記録項目	マイナンバー、氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、本籍・国籍、所得・収入、納税状況、公的扶助受給、資格給付・収納履歴、保健指導対象者等リスト、心身機能の障害、口座番号等
記録範囲	75歳以上の方、一定の障害のある65歳以上75歳未満の方
記録情報の収集方法	高齢者の医療の確保に関する法律及び同法律施行令、同法律施行規則、秋田県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例を根拠とする申請・届出。秋田県後期高齢者医療広域連合からの提供。
要配慮個人情報(・条例要配慮個人情報)の有無	有
記録情報の経常的提供先	秋田県後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	町民課 〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
訂正及び利用停止に関する他の法令等の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
電算処理ファイル作成用の入力票又は出力票をマニュアル処理ファイルとして保有	
備考	
保有開始日	
廃止日	
最終更新日	
マイナンバーの有無	無
対象者数	1,000人以上5,000人未満

作成日(最終修正日)： 令和7年6月20日